

令和5年11月21日

民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 赤平 勇人

副委員長 工藤 夕介

1 開催日時 令和5年11月21日（火曜日）午前9時58分～午前10時35分

2 開催場所 第1・2委員会室

3 報告事項

(1) 令和5年第4回定例会提出予定案件

- ①公の施設の指定管理者の指定について（青森市一般廃棄物最終処分場）
- ②青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ③専決処分の報告について

(2) その他

- ①ごみ減量化の進捗状況について
- ②「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画素案」に係るわたしの意見提案制度の実施について
- ③（仮称）青森市感染症予防計画の策定について
- ④第1回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議における意見聴取について

○出席委員

委員長	赤平勇人	委員	関貴光
副委員長	工藤夕介	委員	中村美津緒
委員	山田千里	委員	小豆畑緑
委員	竹山美虎	委員	木戸喜美男

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	佐々木浩文	保健部次長	加福拓志
福祉部長	岸田耕司	市民病院事務局次長	今国弘
保健部長	千葉康伸	市民病院事務局次長	遠嶋祥剛
市民病院事務局長	奈良英文	市民病院事務局総務課長	阿部崇
環境部次長	泉宏明	介護保険課長	田澤康治
福祉部次長	大久保綾子	関係課長等	
保健部次長	榑乃里子		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 北 山 賢 臣

議事調査課主査 木 村 結 衣

議事調査課主査 笹 田 貴 子

○赤平勇人委員長 ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、令和5年第4回定例会提出予定案件について、報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

最初に、「公の施設の指定管理者の指定について（青森市一般廃棄物最終処分場）」について、報告を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 おはようございます（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和5年第4回青森市議会定例会に議案の提出を予定しております「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、市長は、指定管理者の候補者を決定し、議会の議決を経て指定することとなっておりますことから、令和5年度末をもって、指定期間が満了となる施設の指定管理者の指定について、議案を提出しようとするものであります。

それでは、令和6年度からの指定管理者候補者の選定結果につきまして、配付資料に基づき御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

対象となる施設につきましては、環境部清掃管理課が所管いたします青森市一般廃棄物最終処分場であります。なお、今年度の当常任委員会に関連する指定管理者更新施設は、この1施設のみとなっております。

指定管理者候補者の選定につきましては、企画部次長を委員長とし、各部局の次長、また、学識経験者及び税理士で構成します指定管理者選定評価委員会におきまして、指定管理者の応募資格を満たしているかを確認した上で、資料1ページに記載の選定基準及び配点によりまして、点数化による客観的な評価を行い、選定したところであります。また、2ページから3ページには採点基準を記載しております。

3 ページ下段を御覧ください。

応募団体は、西田・志田内海共同企業体の1者のみとなりました。なお、この西田・志田内海共同企業体は、現在の指定管理者となっております。

4 ページを御覧ください。

審査の結果、応募団体であります西田・志田内海共同企業体は、応募資格を満たすとともに、評価点数が116.44点となりました。

「7 選定理由」のとおり、応募資格を満たしていること、「応募団体について」及び「効率性について」を除いた点数が88.86点となり、最低基準点である71点以上を獲得していることから、「5 指定管理者候補者」及び「6 指定期間」のとおり、令和6年度から5年間の青森市一般廃棄物最終処分場の指定管理者候補者を西田・志田内海共同企業体としたところであります。

今後につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条

例第 10 条の規定に基づき、令和 5 年第 4 回青森市議会定例会に青森市一般廃棄物最終処分場の指定管理者の指定に必要な議案を提出することとしております。

説明は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、報告を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 令和 5 年第 4 回青森市議会定例会に提出を予定しております「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてですが、令和 5 年 9 月 16 日に「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が一部改正されたことに伴い、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、所要の改正をしようとするものです。

「2 改正内容」ですが、改正内容は（1）と（2）の 2 点となります。

（1）は引用する法律の項ずれに係る改正です。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、いわゆる認定こども園法が一部改正され、指定都市または中核市の長が認定こども園の認定をした場合における都道府県知事への当該認定に係る申請書の写しの送付について規定する同法第 3 条第 10 項が削除され、公立の幼稚園等のうち、認定こども園の認定基準を満たす施設の公示について規定する同法同条第 11 項が第 10 項に繰り上げとなりました。これに伴い、同法を引用する内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」についても、同法の項ずれに伴う改正がありました。この内閣府令の一部改正に伴い、本市の条例においても引用している項について、改正をするものです。

（2）はその他です。

その他の所要の改正としては、内閣府令の改正に基づき、保育認定を受けた満 3 歳以上の子どもが幼稚園を利用する特別利用教育に係る読み替え規定の追加をするものです。

いずれの改正につきましても、条例の内容に実質的な変更はありません。

次に、「3 施行期日」ですが、本条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上でございます。

○**赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」、報告を求めます。保健部長。

○**千葉康伸保健部長** おはようございます（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
専決処分の報告について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

生活衛生課職員が運転する公用車による物損事故の和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分についての報告であります。本件につきましては、令和5年6月20日開催の本常任委員協議会におきまして御報告申し上げたところであります。

当該事故につきましては、本年5月22日に、犬の飼養状況の確認のため、御自宅を訪問した際、公用車を原別2丁目の路肩に寄せようとしたところ、目測を誤り、ブロック塀の一部を破損させたものであります。

その後、損害賠償について、双方で協議したところ、市が、相手方に対し、この事故による修理費用として19万1919円を負担することで示談が調いましたことから、令和5年11月16日に、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

なお、当該専決処分につきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、令和5年第4回青森市議会定例会へ提出させていただくものであります。

説明は以上でございます。

○**赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

以上で、令和5年第4回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「ごみ減量化の進捗状況について」、報告を求めます。環境部長。

○**佐々木浩文環境部長** ごみの減量化の進捗状況につきまして、令和5年度の4月から9月までの上半期について御報告いたします。

初めに、資料左側の表1「令和5年度可燃ごみの月別排出状況（速報値）」であります。こちらを御覧ください。

赤い太枠で囲んでいる部分が、4月から9月までの排出状況となっております。青森地区では、上半期の合計は3万7919トンとなり、前年度の同時期の3万9795トンと比較しまして、1876トンの減少、浪岡地区では、上半期の合計は2161トンとなり、前年度の同時期の2208トンと比較して、47トンの減少、平内町・今別町・蓬田村の広域町村では、上半期の合計は1951トンとなり、前年度の同時期の2053トンと比較して、102トンの減少となりました。これら上半期の合計は4万2031トンとなりまして、前年度の同時期の4万4056トンと比較して、2025トン、4.6%の

減少となったところであります。

次に、資料右上の表2を御覧ください。「家庭系及び事業系別の可燃ごみ排出状況」であります。

こちらは、4月から9月までの可燃ごみの排出量を家庭系及び事業系別にまとめたものとなっております。表の下、各地区の合計では、昨年度と比較して、家庭系可燃ごみは2004トンの減少、事業系可燃ごみは21トンの減少、合計で2025トンの減少となっております。

次に、資料右真ん中の表3を御覧ください。「可燃ごみの年度別排出状況」であります。

表1でお示ししたとおり、上半期の実績に増減率を乗じた年間の推計値は、各地区の合計では7万9025トンとなり、昨年度の8万2825トンと比較して、3800トンの減少の見込みとなっております。

次に、資料右下の表4「令和2年度以降の可燃ごみの減量目標（青森地区＋浪岡地区＋広域町村）」を御覧ください。

赤い太枠で囲んでいる部分が今年度分となっております。可燃ごみの減量目標値は、施策による減量効果及び人口減少に伴う減量を合わせて、年間800トンとしておりまして、先ほど、表3で御説明したとおり、現時点では3800トンの減少が見込まれることとなっております。減量目標を大きく上回っている状況であります。

以上が、今年度の4月から9月までの上半期のごみ減量化の進捗状況となっております。

最後に、資料右上の表2の右隣にあります「参考）一般廃棄物の排出及び処理状況」を御覧ください。

こちらは、環境省が、毎年、実施している一般廃棄物処理事業実態調査のデータに基づき、可燃ごみのほか、不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ等を含めたごみの排出・処理状況につきまして、全国平均、青森県平均と比較したものとなります。赤い太線で囲んでいる部分が本市の状況となっております。

なお、令和3年度までは国の調査結果が取りまとめられておりますことから、令和4年度・令和5年度の数値は本市のみの排出・処理状況となっております。

これまでの市民の皆様一人一人のごみ減量化・資源化に向けた行動が可燃ごみの排出量の減少へつながっていると思っておりますが、全国的にも、県内においても、依然として、ごみ排出量は多く、リサイクル率につきましては、県平均を上回っているものの、全国平均より低いことから、今後も、各種取組を通じて、ごみ減量化・資源化に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「『青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画素案』に係るわたしの意見提案制度の実施について」、報告を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画素案に係るわたしの意見提案制度の実施について御報告いたします。

この意見提案制度の実施に当たって、まず、青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会の審議を経て、取りまとめました第9期計画の素案の主な内容を御説明いたします。

資料1を御覧ください。

「1 計画策定の趣旨」ですが、本計画は、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムのさらなる充実を図るため、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき策定するものです。

「2 計画期間」は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

「3 高齢者の現状と動向」については、高齢化の進展等、本計画に関連する各種統計やアンケート調査結果のほか、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」や「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の制定、基本指針の改正といった法改正など、高齢者を取り巻く環境や国の動きを記載しています。

「4 計画の基本的な考え方」ですが、新たに制定された認知症基本法の内容を施策へ反映させたほか、国の基本指針見直しのポイントとして示された、「1 介護サービス基盤の整備」、「2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」、「3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上」について、本計画においても取組の充実を図ることとしています。

次のページを御覧ください。

第8期計画と第9期計画の施策については対比させたものとなっています。

右側の第9期計画については、基本理念を「住み慣れた地域で人と人がつながり・支え合い 高齢者が安心して自立した暮らしができるまちを創る～地域包括ケアシステムの更なる充実～」としており、この基本理念を支える大きな柱としての基本方向として、1つに、「生きがいきづくり・介護予防の推進」、2つに、「地域における支援体制の充実」、3つに、「認知症施策の推進」4つに、「権利擁護の推進」、5つに、「介護サービスの充実」としています。

基本方向1の「生きがいきづくり・介護予防の推進」に向けては、「生きがいきづくり・社会参加の促進」、「介護予防・重度化防止の推進」の2つの施策を掲げ、生きがいきづくり・社会参加の促進、多様な集いの場の提供などに取り組むこととしています。

基本方向2の「地域における支援体制の充実」に向けては、「在宅医療・介護連携の推進」をはじめ、5つの施策を掲げ、医療・介護が連携したサービスの提供、

相談支援の強化、見守り体制の強化、支え合い活動の推進などのほか、新たに、一人暮らしの高齢者が安心して最期を迎えることができるよう、終活支援の推進に取り組むこととしています。

基本方向3の「認知症施策の推進」については、認知症基本法の制定を踏まえ、第8期の施策レベルから、第9期では基本理念を支える大きな柱である基本方向に格上げし、「認知症への理解・支援体制の推進」、「認知症の予防・早期対応の推進」の2つの施策を掲げ、認知症に関する理解の促進、認知症の人やその家族を支える支援体制の推進など、認知症バリアフリーの推進、社会参加の支援に取り組むこととしています。

基本方向4の「権利擁護の推進」に向けては、「成年後見制度の利用促進」、「虐待防止対策の強化」の2つの施策を推進することとし、高齢者虐待の対応強化などに取り組むこととしています。

基本方向5の「介護サービスの充実」に向けては、「サービス提供体制の確保」、「介護人材確保・生産性向上の推進」、「介護サービスの適正化」の3つの施策を掲げ、在宅サービスの充実、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上などに取り組むこととしています。

下段の「Ⅲ 介護保険サービスの事業費及び介護保険料等」については、令和6年1月に示される予定の国の介護報酬改定を基に介護保険料等を算定することになりますことから、来年2月頃の計画の中で委員の皆様にお示ししていくこととしています。

資料2の「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画素案」を御覧ください。

表紙をめくっていただくと目次がありますので、そちらを御覧ください。

素案の全体的な構成は、太字で記載されております、「Ⅰ 総論」、「Ⅱ 分野別施策の展開」、次のページになりますが、「Ⅲ 介護保険サービスの事業費及び介護保険料等」、「Ⅳ 付属資料」となっています。後ほどでも御覧いただければと思います。

第9期計画素案の説明は以上となります。

続きまして、資料3を御覧ください。

本計画の素案については、わたしの意見提案制度を実施し、市民の皆様から御意見を募集することとしています。意見の募集期間は令和5年11月27日から令和5年12月26日までの1か月間とし、市役所各庁舎や支所、市民センターのほか、各地域包括支援センターなどに計画素案を備え付けるとともに、市ホームページにも掲載することとしています。

その後、青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会の審議を経て、計画を取りまとめ、来年3月末をめどに計画を策定する予定としています。

説明は以上となります。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、私からお聞きしたいのですが、まず、これまでの第8期計画の中で、施設・居住系サービスについて、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、これはミニ特養だと思えますけれども、この整備数が4施設、認知症対応型共同生活介護が3施設、地域密着型特定施設入居者生活介護が2施設、合計で9施設を第8期計画では整備するというふうな計画になっておりましたが、現在の状況について、まず、お示してください。

〔岸田耕司福祉部長「はい」と呼ぶ〕

○赤平勇人委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 第8期計画では、令和5年度、今年度の公募件数は、トータルすれば、10件の公募をしております。結果とすれば、トータルでいきますと何件に――課長のほうから。

○赤平勇人委員長 はい、どうぞ。

○田澤康治介護保険課長 介護保険課長の田澤と申します。

第8期計画の公募状況と選定件数でありますけれども、1つ目のミニ特養に関しては、公募4件に対して、現在、選定はゼロ件であります。2つ目のグループホームについては、公募3件に対しまして、選定が1件となっております。3つ目の地域密着型特定施設入居者生活介護は、公募件数2件に対して、応募が1件となっております。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 そうすれば、計画していた整備数に対して、大幅に遅れているという状況なわけで、片方では、いわゆる介護難民といいますか、待機者というのが、物すごく、まだまだ、数としてはいる中で、この整備数というのは、これからも維持していくという考えでよろしいのでしょうか。

〔岸田耕司福祉部長「はい」と呼ぶ〕

○赤平勇人委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 整備数については、今、介護保険料の中で、計画の中で定めていきますけれども、待機者、足りない分を確保する施設数は確保していきたいというふうに考えています。

○赤平勇人委員長 それから、もう1点です。先ほどの説明では、パブリックコメントの意見募集について、令和5年11月27日から年末まで行くと。1か月間行うということなんです、国で介護報酬改定がまだ決まっていないという状況です。それで、やはり、施策、それからサービスということも、大変、関心が大きいのですが、片方で、介護保険料がこれからどうなっていくのかということも、市民の関心としては大きいと思うんです。

それらがまだ見据えられていない状況の中で、パブリックコメントを実施すると

いうタイミングはどうなのかなという思いがありまして、そういったものがはっきりした後、パブリックコメントを行うとか、そういうことというのは考えなかったのでしょうか。

〔岸田耕司福祉部長「はい」と呼ぶ〕

○赤平勇人委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 このパブリックコメントの実施時期について、この第9期計画は来年4月から始まります。それで、介護報酬等は、予算の中で、今後、審議されていく形になって、令和6年1月ぐらいに示されますけれども、まず、私どもは、前回もそうでしたけれども、その前に、施策の部分で、まずは皆さんの意見をもらうということにしております。そうしなければ、間に合わないという実態もあります、期間としてですね。

ですから、まずは、前回も、これまでも、私どもの計画は、先に計画の素案を皆さんにお示しして、意見は伺うと。その上で、国の介護報酬等の改定を含めて、科学的に介護報酬をはじき出していくと。そうしたら、皆さんにお示ししながら、議論していくということになろうかと思えます。

○赤平勇人委員長 分かりました。

私からは以上ですけれども、ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

次に、「（仮称）青森市感染症予防計画の策定について」、報告を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 （仮称）青森市感染症予防計画について御報告いたします。資料を御覧ください。

初めに、計画策定の目的であります。

国では、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次なる感染症の発生及び蔓延に備えるため、いわゆる感染症法の一部改正が行われたところであります。これによりまして、保健所設置市区へ新型コロナウイルス感染症を想定した2類相当の感染症の予防のための施策の実施に関する計画の策定が新たに義務づけられたところであります。

その内容につきましては、国が策定する基本指針及び都道府県が策定する予防計画に即して策定することとされておりまして、本市におきましては、県が創設した青森県感染症対策連携協議会で協議等しながら、感染症の発生・蔓延時における保健・医療提供体制等の感染症対策の一層の充実を図るため、（仮称）青森市感染症予防計画を策定するものであります。

予防計画策定のスケジュールについてであります。青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会において審議いただきながら、来年2月、パブリックコメントの実施を予定しております。来年3月の策定・公表を目指して、今後とも、作業を進め

ることとしております。

保健部からの説明は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「第1回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議における意見聴取について」、報告を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 おはようございます（「おはようございます」と呼ぶ者あり）第1回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議における意見聴取について御説明いたします。

資料を御覧ください。

「1 会議概要」ですが、去る令和5年10月31日、青森県と青森市による共同経営・統合新病院に係る基本構想・計画の策定に当たり、助言等を得るため、学識経験者、医療関係者、医療を受ける立場にある者等、14名の方に御出席いただき、有識者会議の今後の進め方と共同経営・統合新病院に係る基本的事項及び今後検討が必要と考えられる項目について、御意見を頂いたものであります。

「2 有識者からの主な意見」といたしましては、案件1の会議の進め方につきましては、「病床数、機能、整備場所など大きな課題等があるので、今年度中（の基本構想・計画の策定）に固執することなく、しっかりと丁寧に議論することが大事だと思う」、また、案件2の基本的事項及び今後検討が必要と考えられる項目につきましては、地域の医療機関との連携推進については、「統合新病院が青森地域保健医療圏をしっかりと支える病院となるためには、近隣の自治体病院を含む医療機関との協力連携が不可欠である」、救急医療体制については、「一次救急を担う医療機関との役割分担を明確にした上で、統合新病院でなければ対応できない重篤な救急患者等にしっかりと対応していけるよう、地域の医療機関等との連携体制を構築し、救急医療の強化につなげていくことが重要」、県内の地域医療を支える仕組みづくりについては、「弘前大学と統合新病院が連携して全県の医療を支える仕組みを作っていくことが重要」などの御意見を頂いたところであります。

会議の様子につきましては、青森市公式YouTubeチャンネルで公開しておりますほか、「広報あおもり」12月15日号にも概要を掲載することとしており、広く市民の皆様に情報共有を図ることとしております。

また、本日、資料はありませんが、昨日、統合新病院の整備に望ましい場所等について、本市のまちづくり等の観点から意見聴取を行うため、第1回青森市統合新病院整備場所等検討会議を開催しましたので、その概要について御報告させていただきます。

会議では、整備場所の検討対象地選定の考え方や次回の検討事項について説明の上、学識経験者や医療関係者など、有識者の皆様から御意見を頂いたところであり

ます。

昨日の会議の中では、検討対象地としては、これまでの3か所の考え方に異論がないこと、次回の検討に当たっては、市街化区域周辺エリアを参考として検討に加えることや、交通アクセス、災害関連などについての資料の提示を求める意見があったところであります。

詳細につきましては、準備が整い次第、改めて、各議員の皆様にお知らせするとともに、ホームページにおいても公表することとしております。

なお、2回目の検討会議につきましては、来月、令和5年12月22日金曜日18時から、市役所本庁舎2階の庁議室にて、公開で開催することとしております。

統合新病院の検討に当たりましては、今後も、丁寧な議論を進め、その過程におきまして、県・市議会へ報告し、御議論いただくとともに、市民の皆様の御意見を頂戴した上で進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。山田委員。

○山田千里委員 ちょっと教えてほしいんですけども、第1回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議と昨日行われた整備場所の検討会議の開催という、これは平行して、ずっと行われていくものなんでしょうか。

○赤平勇人委員長 市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 有識者会議と検討会議の関係ということになりますけれども、まず、市が検討する会議については、整備場所あるいは交通アクセスということで検討するんですが、これは有識者会議にも諮るような形で、それで有識者会議においては、それ以外の部分も含めて、平行してやっていくというような形になります。

○赤平勇人委員長 山田委員。

○山田千里委員 今の件については理解しました。

それで、この構成メンバーについてなんですけれども、その選定の基準というのは、どういう基準になっていましたでしょうか。

○赤平勇人委員長 市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 検討会議のほうですか。

〔山田千里委員「はい」と呼ぶ〕

○奈良英文市民病院事務局長 検討会議の構成員の基準ということで、お話しただきましたけれども、この構成員については、まずは、本市のまちづくりの観点から専門的・多角的な御意見を頂くということで、いわゆる学識経験者の方、これは都市計画でありますとか、防災の関係の方、あるいは医療関係者ということで、市の医師会の方に入っていたり、あと、医療を受ける立場という方、その3つの観点から12名の方に参加していただいております。

○赤平勇人委員長 山田委員。

○山田千里委員 じゃあ、あくまでも、まちづくりの観点がメインという形でのろしいんでしょうか。

○赤平勇人委員長 市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 まちづくりもそうですけれども、やっぱり、新病院を建てるに当たっての交通アクセスですとか、救急の観点、災害の観点等も含めて、まちづくり等ということで御意見を頂こうとしております。

以上でございます。

〔山田千里委員「ありがとうございます」と呼ぶ〕

○赤平勇人委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)